

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の

一部を改正する条例 新旧対照表

_____は改正部分を示す。

改正後(案)	現行
<p>第一条から第二十八条まで (略) (収集又は運搬の禁止等)</p> <p>第二十八条の二 区長及び区長が指定する者以外の者は、資源・ごみ集積所に置かれた廃棄物のうち、古紙、<u>瓶</u>、缶その他の再利用の対象となる物として規則で定めるものを収集し、又は運搬してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十九条から第五十八条まで (略) (業の許可)</p> <p>第五十九条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 区長は、前二項に規定する許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前二項に規定する許可をしてはならない。 一から三まで (略)</p> <p>四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 ア 法第七条第五項第四号イから<u>ル</u>までの</p>	<p>第一条から第二十八条まで (略) (収集又は運搬の禁止等)</p> <p>第二十八条の二 区長及び区長が指定する者以外の者は、資源・ごみ集積所に置かれた廃棄物のうち、古紙、<u>びん</u>、缶その他の再利用の対象となる物として規則で定めるものを収集し、又は運搬してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十九条から第五十八条まで (略) (業の許可)</p> <p>第五十九条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 区長は、前二項に規定する許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前二項に規定する許可をしてはならない。 一から三まで (略)</p> <p>四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 ア 法第七条第五項第四号イから<u>ヌ</u>までの</p>

<p>いずれかに該当する者 イからケまで（略） 4から8まで（略） 第六十条から第六十六条まで（略） （公共の場所の清潔保持） 第六十七条 何人も、空き缶、<u>空き瓶</u>、たばこの 吸い殻等の投棄、ペットのふんの放置等によ り、公園、広場、道路その他の公共の場所を汚 してはならない。 2及び3（略） 第六十八条から第八十七条まで（略） <u>付 則</u> <u>この条例は、令和元年十二月十四日から施行 する。ただし、第二十八条の二第一項及び第六 十七条第一項の改正規定は、公布の日から施行 する</u></p>	<p>いずれかに該当する者 イからケまで（略） 4から8まで（略） 第六十条から第六十六条まで（略） （公共の場所の清潔保持） 第六十七条 何人も、空き缶、<u>空きびん</u>、たばこ の吸い殻等の投棄、ペットのふんの放置等によ り、公園、広場、道路その他の公共の場所を汚 してはならない。 2及び3（略） 第六十八条から第八十七条まで（略）</p>
---	--